

農地転用許可を受けられた方へ

転用許可を受けた後は下記の報告を行う必要があります。

報 告 書	時 期
1. 農地転用事業進捗状況報告書	工事完了前
2. 完了報告書	工事完了
3. 農地転用事業実施状況報告書（対象：資材置場又は駐車場）	工事完了後

報告書 1 農地転用事業進捗状況報告書について

許可に係る工事が完了するまでの間、許可の日から 3 ヶ月後及びその後 1 年ごとに、「工事の進捗状況報告書」を農業委員会に提出してください。

報告書 2 完了報告書について

事業が完了した場合は、すみやかに「完了報告書」を提出してください。

※ 1. 2 どちらも工事状況の概要が判明する写真を添付してください。

報告書 3 農地転用事業実施状況報告書について

建築物の建築を伴わない資材置場や設備の設置を伴わない駐車場等を事業目的とする転用許可に当たっては工事の完了の報告があった日から 3 年間、6 か月ごとに「事業の実施状況報告書」を農業委員会に提出してください。

この場合、上記の報告書 1. 2 に加えて報告書 3 の提出が必要となります。

事業の実施状況の概要が判明する写真を添付してください。

※農地転用事業実施状況報告書の提出については農林水産省が定める「農地法に係る事務処理要領」が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されました。

(平成 21 年 12 月 11 日 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号 農地法関係事務処理要領 第 4 の 1 の (6) のウ及び第 4 の 6 の (3) 改正平成 28 年 8 月 16 日 28 経営第 1243 号 参照)